**肝炎専門医療機関及び肝炎協力医療機関の指定要件等の改正について**

資料１－３

**１　指定の現状**

資料２

○　現在、大阪府では、「大阪における肝炎専門医療機関及び肝炎協力医療機関について」にゆおり、大阪府知事が、各医療機関の申出に基づき、大阪府がん対策委員会肝炎肝がん対策委員会の意見を踏まえ、適当と認めるものに対し、肝炎専門医療機関と肝炎協力医療機関（以下、「専門医療機関等」）の指定をしている。

○　今般、新たに「大阪府肝炎医療コーディネーター」の養成を開始したことに伴い、指定要件の変更を行う。

○　なお、肝炎専門医療機関の指定要件の一つである、抗ウイルス療法の実施に係る原因傷病で「Ｃ型慢性肝炎」と限定されているが、肝硬変の治療薬が広く出回っている現状にそぐわないことから、治療対象の変更を行う。

**２　変更の内容**

1. **肝炎専門医療機関の指定要件に、「大阪府肝炎医療コーディネーター」の配置を義務付ける。また、抗ウイルス療法の対象を「Ｃ型慢性肝炎」から「Ｃ型肝炎ウイルス感染者」に改める。**

**（２）肝炎協力医療機関の指定要件に、「大阪府肝炎医療コーディネーター」の配置の努力義務を**

**加える。**

○　本府では、平成30年度より「大阪府肝炎医療コーディネーター」の養成を開始。

保健所や市町村、肝疾患の専門的な治療を行っている拠点病院や専門医療機関において、肝炎に関連する業務に従事している者を対象に研修を行い、今年度は１７８名を配置。

○　同コーディネーターは、肝炎患者等が適切な肝炎医療や支援を受けられるように、医療機関、行政機関その他の地域や職域の関係者間の橋渡しを行う役割。

○　今般、肝炎専門医療機関の指定要件に同コーディネーターの配置を義務付けることにより、さらなる肝炎ウイルス検査の受検、検査陽性者の早期の受診、肝炎患者の継続的な受療が促進され、行政機関や医療機関によるフォローアップが円滑に行われるようにする。

○　加えて、肝炎協力医療機関については、努力義務として配置に努めることとする。

○　なお、他府県においても、肝疾患専門医療機関の指定要件に肝炎医療コーディネーターの配置を含める動きがある。（兵庫県、滋賀県、福岡県など）

※該当箇所については「大阪における肝炎専門医療機関及び肝炎協力医療機関について　新旧対照表（案）」下線部を参照